

添付書類①


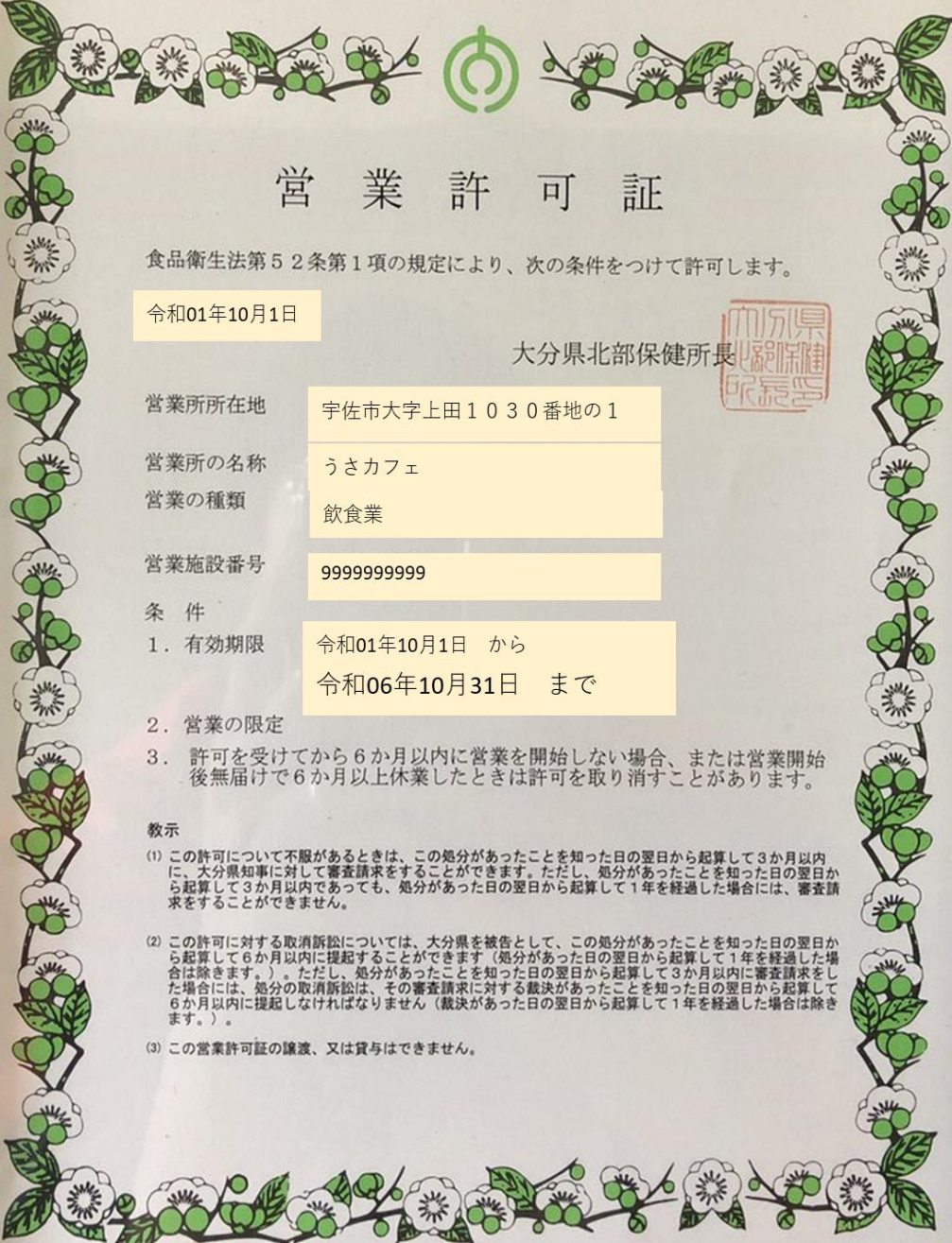
市内で事業を営んでいることを証明する書類の写し等

◆事業所の許認可・開設届出書・登記事項証明書等

※ない場合は、店舗等の状況のわかる写真

記載例


申請者住所	宇佐市大字上田1030番地の1	指令 北保 第 161-0000 号
申請者氏名	宇佐 ぎんじ	



営業許可証

食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件をつけて許可します。

令和01年10月1日

大分県北部保健所長 

営業所所在地	宇佐市大字上田1030番地の1
営業所の名称	うさカフェ
営業の種類	飲食業
営業施設番号	999999999

条件

- 有効期限 令和01年10月1日 から
令和06年10月31日 まで
- 営業の限定
- 許可を受けてから6か月以内に営業を開始しない場合、または営業開始後無届けで6か月以上休業したときは許可を取り消すことがあります。

教示

(1) この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

(2) この許可に対する取消訴訟については、大分県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。

(3) この営業許可証の譲渡、又は貸与はできません。